

遺言執行者さまがお手続される場合

必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。
そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。
「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	法定相続情報一覧図の写し（原本） （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠ 作成日より1年以内のもの または、 お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本） 「お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。 ⚠ 発行日より1年以内のもの	☐	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局 戸籍謄本：市区町村役場
2	遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本） ⚠ 発行日より6ヵ月以内のもの	☐	市区町村役場
3	遺言執行者さまの実印	☐	お客さま
4	遺言書または遺言書情報証明書（いずれも原本） 公正証書遺言の場合は、公証役場より書面で交付された遺言書謄本の原本をご準備ください。	☐	お客さま
	検認済証明書（原本） 自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	☐	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書謄本（原本） 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は、家庭裁判所での選任後に、ご準備ください。	☐	家庭裁判所
5	相続に関する依頼書（当行所定の書類） 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項をご記入ください。	☐	相続オフィスまたは当行本支店窓口
6	お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等 お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵等をご準備ください。	☐	お客さま
7	印鑑届（当行所定の書類） 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入された「印鑑届」をご準備ください。	☐	当行本支店窓口

※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。